

令和3年 第6回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和3年6月7日（月）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

2番：日野 武 4番：清竹鉄也 5番：佐々木清和
6番：矢幡陽子 7番：飯田祥治朗 8番：穴井 勲
9番：佐々木洋子 10番：植山秀明 11番：手島政弘

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀
事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 9名
欠席委員 （農業委員）： 2名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それではですね、ただ今からを始めたいと思います。委員の皆さんに再度お願いを致します。総会での発言の際はですね、挙手をし議長から指名があった後に番号と氏名を告げてから発言をお願いします。その際議事録に記載されることもありますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。それから携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。議事録署名委員の選出についてですね、10番委員さんと2番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしと認め10番委員と2番委員を議事録署名委員に選出します。それではただ今から報告案件に入ります。報告第12号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお開きください。報告第12号農地法第18条第6項の規定による届出について。
報告第12号（番号1番）を読み上げて説明。

議 長 事務局より報告がありました。続きまして、報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局よりお願いします。

事 務 局 議案書の2ページをお開きください。報告第13号農地法第3条第の3第1項の規定による届出について。
報告第13号（番号1番）を読み上げて説明。

議 長 はい、報告は終わりました。それでは議案審議に入ります。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の3ページをお開きください。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について。
議案第21号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議 長 事務局より説明が終わりました。議案は3件あります。それでは1番から担当委員さんより説明をお願いします。

2 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 それでは番号2番、4番委員さん。

4 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 それでは番号3番、7番委員さん。

7 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 ただ今担当委員より説明がありました。それでは審議を致します。質問のある方は挙手をしてお願いします。ありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第21号の件について賛成する委員の方は挙手をお願いします。全員賛成ということで本件は承認されることとなりました。続きまして議案第22号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の4ページをお開きください。議案第22号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。
議案第22号（番号1番～2番）を読み上げて説明。

議 長 事務局より説明がございました。それでは番号1番について担当委員さんより説明をお願いします。4番委員さん。

4 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 続きまして番号2番、5番委員さんお願いします。

5 番 委 員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 番号1番、2番について担当委員さんより説明がございました。それでは審議を致します。質疑のある方は挙手をしてお願い致します。ありませんか。無いようですので、これより採決に入ります。議案第2

2号の案件について賛成する委員の方の挙手を求めます。全員賛成ということで本議案は原案とおりに承認することと決定致しました。この4条は大分県の許可案件となりますので意見書を付けて県へと送ります。続きまして議案第23号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。議案第23号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第23号（番号1番～2番）を読み上げて説明。

議長 はい、今事務局より説明が終わりました。それでは担当委員さんの説明をお願いします。番号1番、7番委員さん。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、担当委員さんより説明がございました。それでは審議を致します。質問のある方挙手をしてをお願いします。

4番委員 2番ですけど、建築面積が9.9㎡、これは許可があるんですかね。
事務局 これがですね、建てるものが太陽発電の管理施設の倉庫になりますので、本来転用の届出ってなるのは農業用施設に関するものになります。今回転用の申請が必要になります。

議長 他に質問はございませんか。無いようですのでこれより採決に入ります。議案第23号に案件について賛成する委員の方の挙手を求めます。全員賛成ということで認めます。本件は第5条ということで大分県の許可案件となりますので、意見書を付けて県の方に送ります。続きまして議案第25号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。本来なら事務局より説明をお願いするところではありますが、今回はですね、番号6件と少ないんでありますけど、事務局の説明を省略致します。そういう事でございますので、番号1番から担当委員さんから説明をお願いしたいと思います。なお6番については再設定ということでございますので、担当委員さんの番号だけ仰ってください。よろしくをお願いします。それでは番号1番、これは今朝方ですね担当推進委員の15番推進委員さんから私の方に説明をしてくださいと聞いておりますので、番号1番と2番については譲受人が同じ人でございますので説明をしたいと思います。

[担当委員より現地調査の結果を報告]

それでは番号3番、担当委員さんより説明をお願いします。

10番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 それでは続きまして番号4番、7番委員さんお願いします。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

- 議長 続きまして番号5番、5番は私から説明をさせて頂きたいと思いません。
- 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
- それと番号6番については再設定という事で、これはあの誰になりますかね。番号は10番委員さんが担当になります。以上で番号1番から6番までですね、担当委員さんから説明がございました。それでは質疑を行いたいと思います。質問のある方挙手をお願いします。7番委員さん。
- 7番委員 私が説明しといて私が言うのもなんですけど、4番、この9年7ヶ月となっていますよね。〇〇〇〇さんの田んぼを誰かが買いたいと言った時、これは解約出来るんですか。
- 議長 私の考えとしては当然売買と話が出ればですね、売る側、買う側が一致すれば一応あの利用集積解消が出来るかと以前聞いたことがあります。
- 7番委員 その場合借主さんの了承は得なくていいんですか。
- 事務局 解約についてなんですけど、基本的にいつも議案の最初の方に出てきます農地法第18条第6項の規定による届出について、これが解約にあたるものなんですけど、こちらは合意解約と呼ばれていまして賃貸人と借借人の双方の合意ということで書類を1枚提出してもらって、それで合意が取れているもので解約となっています。一応期間に関係なく解約自体は合意が取ればいつでも出来るようになっていますので、出し手側の方がですね、別の方に売りたいと今現在貸している方に合意が取ればいつでも出来るようになります。
- 7番委員 借り手の合意は必要ということですね。
- 議長 他に質問のある方。ございませつか。それでは採決に入りたいと思います。議案第25号のこの件に賛成する方は挙手をお願いしたいと思います。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で承認を致します。議案第24号農地法第4条事業計画変更について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書の8ページをお開きください。議案第24号農地法第4条事業計画変更について
- 議長 議案第24号(番号1番)を読み上げて説明。
- 事務局より説明がありました。それではこれは担当委員さんの説明はいいですかね。それでは一応審議を致します。質問のある方は挙手をお願いします。
- 2番委員 〇〇さん水害にあったところだと思うけど、宅地かなにかにするんか

な。確認です。

議 長
事 務 局

場所はどの辺なんですかね。

説明させていただきます。当初これが去年の11月の総会だったと思うんですけど挙がってきました、災害にあったので新しい住宅を建てるという事で申請していただいて、県の方への許可も通ったんですけど、實際上物を建てる段階になった時にですね、外装の金額が材料費の関係でだいぶ跳ね上がってしまったようでした。それで事業者の方を変えて見積書から作り直して内装が変わってくると報告がありましたので、変更申請を出してくださいという事でご案内させていただいたようになります。建てる場所とか外観は当初と全く変更は無いので、実際に農地法上何かしら周辺に影響があるという事は現在考えておりません。特段審議していく内容では無いと思うんですけど計画が変更になりましたので議案に挙げさせていただきました。以上です。

議 長

今事務局から説明がございましたけど、それでは採決に入ります。この案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成という事で承認されました。農地法第4条は県の許可案件となりますので、県の方に送りたいと思います。一応本日の議案は以上となります。それではですね、1時間という時間でしかたけど良い内容の協議が出来たと思います。それではですね、これで終了したいと思います。どうも大変お疲れでございました。